

労働保険年度更新のお知らせ

福岡労働局 労働保険徴収課

平成27年度の労働保険年度更新の手続期間は、6月1日(月)から7月10日(金)までです。事業主のみなさまには、この期間中に労働保険料等の申告と納付の手続きを行っていただくようお願いします。

労働保険料等の申告と納付の手続は、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関の窓口、労働基準監督署又は福岡労働局総務部労働保険徴収課で行うことができます。また、電子申請や郵送で行うこともできます。

平成27年度から、労災保険料率及び労務比率が変わります。

詳しくは下記の厚生労働省のHPでご覧いただけます。

「年度更新手続」に関する詳しい内容につきましては、県下各労働基準監督署又は福岡労働局総務部労働保険徴収課(TEL 092-434-9833、9834)までお問い合わせください。また、HPでもご覧いただけます。

厚生労働省のHP『URL』は「<http://www.mhlw.go.jp/>」です。

